

○京都府立大学大学院食の文化学位 プログラム長選考規程

(令和6年京都府立大学規程第5号)

(趣旨)

第1条 この規程は、京都府立大学部局長任期及び選考規程（平成20年京都府立大学規程第32号）第4条第1項の規定により、京都府立大学大学院食の文化学位プログラム長（以下「プログラム長」という。）の選考に関し必要な事項を定めるものとする。

(選考の時期)

第2条 プログラム長の選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 任期が満了するとき。
- (2) 辞任するとき。
- (3) 欠員になったとき。

2 前項第1号の場合は、任期満了日の1月前までに、第2号及び第3号の場合は、速やかに選考を行う。

(選考の方法)

第3条 プログラム長は、京都府立大学教授のうちから学長が候補者を指名する。

2 学長は、前項の指名に当たっては、あらかじめ、副学長及び研究科長の意見を聞くものとする。

(補則)

第4条 この規程に定めるもののほか、プログラム長の選考に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の前に京都府立大学部局長任期及び選考規程（平成20年京都府立大学規程第32号）第5条及び第6条の規定の例により選考したプログラム長候補者は、この規程に基づき選考したものとみなす。